

平成22年3月4日

小金井市長 稲葉孝彦

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する意見について

平成22年2月26日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「青年の市民参加を推進するための提言」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

現在、平成23年度から10年間の市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となる第4次小金井市基本構想及び前期基本計画を市民参加のもと長期計画審議会を設置して審議中です。

貴推進会議からの提言にあるとおり青年（若者）の市民参加は今後の市政活動にとって重要な課題であると認識しております。長期計画審議会に提言についてお知らせするとともに、提言の趣旨を踏まえ、青年の市民参加について提案してまいります。